

施策コード 25	施策名 共に歩む社会づくりの推進	政策名 地育力によるこころ豊かな人づくり
施策区分 重点施策	主管部等名 教育委員会	施策主管課 男女共同参画課
	課長名 土屋 寿憲	内線 5350
	施策関係課 生涯学習・スポーツ課/公民館/子育て支援課/学校教育課/市民課/福祉課	

1. 施策の目的と成果指標

施策の対象	対象指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込				
			市民 外国籍住民	住民人口	人	108,624	107,844	107,259		106,630	105,691	105,036	107,000
	外国人住民登録の数(内数)	人	3,205	3,088	3,014	2,941	2,674	2,504	3,000				
施策の意図	成果指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標				
			互いに認め合い尊重される	日常生活の中で人権を尊重して行動している人の割合	%	42.1	-	47.2		43.9	43.6	43.4	50
				(日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合)	%	91.1	-	90.7		89.9	93.1	92.6	95
成果指標設定の考え方	共に歩む社会づくりを推進するためには、性別や国籍、学歴、信条などお互いの違いを認め合うことが重要であり、日常生活の中での人権尊重意識が基盤となる。												
成果指標の把握方法(算定式など)	市民意識調査:問14 あなたは、家庭や職場、地域の中で、性別・国籍にかかわらず相手の人権を尊重して行動していますか = 行動している割合 市民意識調査:問14 あなたは、家庭や職場、地域の中で、性別・国籍にかかわらず相手の人権を尊重して行動していますか = 行動している及び どちらかといえば行動しているを合計した数値の割合 「どちらかといえば」は判断基準が不明確なため、 まで含めた回答者が「人権尊重意識を持っている」と判断する。												
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	< 成果指標 > 今後の推移としては、人権教育を受けた世代の社会構成率が高まるため微増となることが予測される。日常生活の中で実際に人権を尊重して行動(差別をなくす、いじめをなくす、外国籍住民との交流など)できるようになることが重要であり、重点的に取り組む必要があることから、市民の半数が行動できるようになることを目標とする。 < 成果指標 > 今後の推移としては、成果指標 同様に微増となることが予測される。日常生活の中で人権尊重意識を持っている割合は現状でも高いことから、95%を目標とする。 < 前提条件 > 上記の目標を達成するための前提条件としては、飯田市男女共同参画計画の目標数値の見直し、雇用機会均等法・ワーク・ライフ・バランスについての事業者・市民の理解、互いに認め合い尊重される人権意識の醸成が必須である。												

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムツ指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	22年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)学校	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律) 男女が共に支え合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野へ参画できる機会の均等を図る。 国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、公平なサービスを提供する。 人権尊重意識向上のため学校で人権教育、多文化共生活動を行う。 	人権尊重、多文化共生に関する講座、事業等の開催回数(男女共同参画課、福祉課、生涯学習・スポーツ課、公民館データから把握/回)人権463237、多文化215218、福祉6872、計446527 審議会・委員会等に占める女性委員の割合(男女共同参画課データから把握/%)2021実績26.227.3 2422実績27.327.4 学校教育における人権、多文化共生教育の実施時間数(道徳教育を中心として学校教育課データから把握/延べ時間)	527	470
市民等 個人	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りの差別に気づき、それをなくすこと。 自ら積極的に社会のあらゆる分野へ参画すること。(飯田市男女共同参画推進条例第5条) 	人権教育に関する講座、事業等への参加者数 各地区まちづくり委員会等に占める女性役員の割合	27.4%	30%
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共同して事業活動に参画することができる職場環境の整備。(飯田市男女共同参画推進条例第6条) 国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、雇用の場の提供に努める。 	企業の管理職に占める女性の割合 人権擁護委員への相談のうち、事業所(雇用)に関するもの数 従業員・職員の育児・介護休業等の取得率	2,490	2,000
各種団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域における慣習等の見直し、多文化・他地域・多世代の市民との交流と理解をするための取組を行う。 	人権教育に関する講座、事業の開催数 地域協議会、まちづくり委員会委員に占める女性委員の割合	現段階は、行政の役割のみ数値設定	

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度に対する平成22年度事務事業の総括			
事務事業全体の振り返り(総括)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での道徳、総合的な学習及び公民館等での講座開設など地域での人権教育、日本語ボランティアの育成や日本語教室の開設など多文化・多世代交流と理解を深め、人権意識の向上に取り組んだ。 ・第4次男女共同参画計画に基づく、男女共同参画推進事業、女性のための法律相談事業、女性相談事業、女性保護受託事業や市民のついででの事業者表彰、ワーク・ライフ・バランス推進事業などの仕事と生活の両立支援など、男女共同参画の推進に取り組んだ。 ・世界的な経済危機に対処するため、生活の基盤となる就労について、関係機関・団体等と連携して日本語教室や職場体験等の実施、国際交流の夕べや多文化共生のついでなど交流の場の提供、災害時多言語支援センターの立ち上げ訓練、防災運動会の開催や集住都市会議での災害時応援協定の締結など多文化共生社会実現に向け取り組んだ。 		
(2) 施策の成果達成度とその考察			
平成22年度の実績評価と根拠(理由)	21年度と比べて成果が向上した	21年度と比べて成果は変わらなかった	21年度と比べて成果は低下した
平成23年度の目標達成見込み	23年度で目標は達成できる	23年度での目標達成は難しい	

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するのか?	<p>「人権擁護法人権侵害救済法」の制定を目指す動きあり。人権侵害があった場合の救済制度が確立されていく。男女雇用機会均等法の改正、性差別禁止、妊娠を理由とする不利益取扱の禁止、セクハラ対策、男女雇用機会の実効性の確保等育児休業法、介護休業法では、「企業は労働者から請求があった場合は認めなければならない」とされている。多文化共生社会づくりの推進について基本方針が策定された。次世代育成支援対策推進法では、事業所の従業員に対する仕事と家庭の両立対策の充実が謳われている。インターネット・携帯電話の急速な普及による新たな人権問題が生じている。経済危機により外国籍市民の就労が緊急の課題となっている。</p>
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<p>各地区等の政策決定の場が、女性が参画できる体制になっていない。男女が共に参画できる体制を(市民)女性も社会的責任を果たす意識改革が必要(男性市民)男女共同参画推進条例を制定したが、この条例に従い男女共同参画の積極的な推進が必要(議会)世代間のギャップを理解し合うため、それぞれの想いを語る場所づくりが必要(議会)離婚等の増加による社会変化に対応した取組みを検討する必要(議会・推進委員会)世界的な経済危機から外国籍市民に対する就労支援の充実が必要(市民・議会)</p>

5. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度決算見込み	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	6,223	4,413	7,653	8,297	
関連する事務事業の数(事業)	8	8	10	10	

6. 前期4年間の取組評価(総括)

施策の目的達成(対象を意図する状態にする)に向けて、前期4年間で重点的に取り組んできた事項とその評価	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市人権尊重推進審議会からの答申を踏まえ、人権意識向上のため学校での道徳、総合的な学習及び公民館等での講座開設など地域での人権教育、日本語ボランティアの育成や日本語教室の開設など多文化・多世代交流と理解を深める取り組みを行っている。 ・第4次飯田市男女共同参画計画に基づき、事業各種審議会等委員及び地域自治組織への女性の参画促進や女性のための法律相談事業、女性相談事業、女性保護受託事業等の取り組み、また、市民のついででの事業者表彰など、仕事と家庭の両立支援などの取り組みを行っている。 ・世界的な経済危機に対処するため生活の基盤となる「就労」について、関係機関・団体等と連携して日本語教室や職場体験等の事業に取り組んできた。また、飯田市多文化共生社会推進基本方針に基づき、相談窓口の設置、情報の提供、就学・学習支援等や国際交流の夕べ、多文化共生のついでなど交流の場の提供を行っている。 ・こうした取組により、市民の人権尊重意識が高水準(概ね90%以上)で推移し、全体として上昇傾向にあるものとする。
施策の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合は高く、増加傾向にあるが、実際に行動している人の割合が下降傾向にある。意識を実際の行動につなげていくことが課題。 ・公職への女性の登用は目標に達しておらず(審議会等27.4%)、また、変化も見られるが女性の意識も必ずしも高いとはいえない。 ・男女が共に参画できる社会環境づくりのため、雇用機会均等法の啓発や仕事と家庭の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の推進が必要。 ・外国籍市民が日本語教室や就労準備研修を受けても、長期の直接雇用で就職することが大変難しい状況がある。リニア将来ビジョンで提起されている「小さな世界都市」の実現には、多文化理解を進め外国人受け入れの土壌づくりを進める必要があり、地域に於いて多文化理解、就労支援、教育、医療等体系的な多文化共生施策の推進が必要。 ・外国人集住都市会議災害時相互応援協定締結(H22.11)を契機に、外国籍市民の防災対策の推進・防災意識の向上及び災害時の応援及び受け入れ体制の整備が必要。
主体別の役割の発揮状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で国際交流の夕べや市民のついで等の実行委員会へ参加するとともに、飯田国際交流推進協会等の団体に加わり事業実施の役割を担っている。 ・飯田市男女共同参画推進事業者等表彰要項により表彰された事業者やワーク・ライフ・バランス実践モデル事業所等が、女性の能力活用、仕事と家庭生活の両立支援及び男女が共同して参加の出来る環境づくり等を積極的に進めている。 ・飯田国際交流推進協会、飯田市女性団体連絡会、飯田市連合婦人会、飯田消費者の会などの関係団体が行政と情報や課題を共有し、協働して事業実施の中心的役割を担っている。
行政として多様な主体に対する協働の働きかけの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する団体、事業者及び個人への情報提供を行い、課題を共有し協働して課題解決に向けた事業に主体的に取り組めるよう働きかけるとともに、事業が円滑に進むよう場の設定や事務的・財政的支援を行った。
多様な主体の協働を推進していくための課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの事務事業において関係団体等と協働して取り組む仕組みとなっているが、組織によっては会員数の減少や固定化等担い手の問題を抱えている。